



きょういくくんれんえんじょきん  
**教育訓練援助金**



がっこう べんきょう なんみん みな おうえん  
 ～学校で勉強する難民の皆さんを応援します～

なんみんじぎょうほんぶ にほんこくない がっこう だいがくいん だいがく こうこう ちゅうがっこう  
 難民事業本部では、日本国内の学校（大学院、大学、高校、中学校、  
 しょうがっこう にゅうがく なんみん かた いちじしえんきん しきゅう  
 小学校など）へ入学した難民の方に一時支援金を支給しています

かんしん かた か き でんわ  
 関心がある方は下記までお電話ください

こうえきざいだんほうじん ふくしきょういくざいだん なんみんじぎょうほんぶ  
 公益財団法人アジア福祉教育財団 難民事業本部

ホームページ：<http://www.rhq.gr.jp>

○本部事務所：〒106-0047 東京都港区南麻布5丁目1-27  
 TEL：03-3449-7049 FAX：03-3449-7016

○関西支部：〒650-0027 兵庫県神戸市中央区中町通2-1-18 JR神戸駅NKビル11階  
 TEL：078-361-1700 FAX：078-361-1323

こうえきざいだんほうじん ふくしきょういくざいだん  
**公益財団法人 アジア福祉教育財団**  
 なんみんじぎょうほんぶ  
**難民事業本部**

だいたいしょうしゃ しきゅうがく  
**対象者、支給額など**

1. インドシナ難民とその家族

\*家族とは、姫路または大和定住促進センターまたは国際救援センターを退所した一般入国者を言います。

2. 法務大臣により難民認定を受けた方（条約難民）とその家族

\*家族とは、日本に在留する外国人で難民認定を受けることなく条約難民の家族として在留資格を与えられた人  
を言い、配偶者、親、子（養子を含む）を原則とします。

3. 第三国定住難民とその家族

めいしょう 名称	だいたいしょうしゃ 対象者（注1）	しきゅうがく 支給額	ひつようしょるい 必要書類	しんせいきげん 申請期限	しきゅうかいすう 支給回数
だい しゅ 第1種	だいがく たんだい せい だいがくいんせい 大学（短大）生、大学院生 *原則として第1学年に在籍する方 *夜間学部を含みます *入学後にアルバイトを1カ月以上している方が対象です *通信教育を含みます	まんえん 10万円	しきゅうしんせいしよ 支給申請書 ざいがくしょうめいしよ 在学証明書 ざいしよくしょうめいしよ 在職証明書	にゅうがく こ 入学後 ねんい ない ちゅう 1年以内（注2）	にゅうがく し かい 入学時に1回
だい しゅ 第2種	こうこうせい 高校生 *原則として第1学年に在籍する方 *定時制（夜間）を含みます *通信教育を含みます	まんえん 5万円	しきゅうしんせいしよ 支給申請書 ざいがくしょうめいしよ 在学証明書	にゅうがく へんにゅうご 入学、編入後 ねんい ない ちゅう 1年以内（注2）	にゅうがく 入学 または へんにゅうじ かい 編入時に1回
だい しゅ 第3種	せんしゅうがっこうおよ かくしゅうがっこうなど 専修学校及び各種学校等 (日本語教育機関等)（注3）の学生 *原則として第1学年に在籍する方 *夜間の授業を含みます *通信教育を含みます	まんえん 5万円	しきゅうしんせいしよ 支給申請書 ざいがくしょうめいしよ 在学証明書 (注4)	修学期間が1年未満の場合は 在学中、それ以上の場合は 入学、編入後 1年以内（注2）	にゅうがく 入学 または へんにゅうじ かい 編入時に1回
だい しゅ 第5種	ちゅうがくせい 中学生 *原則として第1学年に在籍する方 *定時制（夜間）を含みます	まんえん 3万円	しきゅうしんせいしよ 支給申請書 ざいがくしょうめいしよ 在学証明書	にゅうがく へんにゅうご 入学、編入後 ねんい ない ちゅう 1年以内（注2）	にゅうがく 入学 または へんにゅうじ かい 編入時に1回
	しょうがくせい 小学生 *原則として第1学年に在籍する方	まんえん 2万円	しきゅうしんせいしよ 支給申請書 ざいがくしょうめいしよ 在学証明書	にゅうがく へんにゅうご 入学、編入後 ねんい ない ちゅう 1年以内（注2）	にゅうがく 入学 または へんにゅうじ かい 編入時に1回

- (注) 1. ほかの奨学金や就学援助、生活保護を受けている方も申請できます。  
 同時期に複数の学校に通学する場合は、どちらか一方の学校が奨学金の支給対象です。  
 予算額の状況により、年度途中で支援対象の縮小や申請の受付終了等を行うこともあります。
2. 条約難民、第三国定住難民及びこれらの家族については、RHQ支援センター退所後1年以内、あるいは難民認定を受けた日より1年以内、または日本入国より1年以内の場合も可能です。
3. 専修学校および各種学校等（日本語教育機関等）とは修学期間が6カ月（週5日）以上ある教育機関のことを言います。ボランティア団体が無償で実施しているものは除きます。
4. 修学期間および内容調査のため、学則等の提出を求めることがあります。